

調査一覧表	調査日令和2年1月25日	大容量順調査合計kw	1,374,683.5	指定ルール相当	924,960.7
-------	--------------	------------	-------------	---------	-----------

本調査一覧表の見方

(A) 認定日は、国の情報開示により確認した設備認定日。

(B) 林地又は農地開発許可申請日は、認定申請時点で「必要な書面」であって県の情報開示により確認した申請日。

※上記理由は、同開発申請日の方が早期でも、地上権・賃借権など排他的な「場所」の確保が無いなら認定申請日とならないからです。

同開発申請書は、認定申請時に添付する必要な補助書類だからです。補助書類だけが有っても実際に「場所」が確保・決定したとは言えないからです。

(C) 所有権登記日・地上権登記日・賃借権登記日等で「場所」を確保・決定した日。又は所有者との契約の始期日。確認できない場合は不明と表示。

(D) 場所確保後の日数は、(C) - (A)、ただし(B)が必要な場合は{(B)又は(C)の遅い日} - (A)

※認定申請時点、認定日時時点で「場所」を確保したものは、(D)が正数となり「**合法**」、**「場所」の確保ができなかったものは、(D)が負数となり、聴聞結果の通り「取消対象」と表示した。**

(E) は、九電が公表した接続可能量817万Kw超過日(2014/12/22)に同日九電が、指定電気事業者に指定された後、認定を受けて法5条1項の接続の申込みをする場合「**指定ルール**」。それより以前に接続を申し込んだものは「**旧ルール**」と表示(施行規則6条7号)し、その下に運転開始日を表示した。

本調査の結果400Kw以上の場合、下記の表の通り、九電グループ等の「**合法**」は17件で、「**取消対象**」は、83件で、九電グループ等に「貸しても、売ってもいない」という驚くべき「**虚偽認定**」が10件もあります。文責者の調査能力には限界があり「**不明**」が23件です。当該調査一覧表133件は、氷山の一角です。

(認定手続)規則7条4項の要旨「認定を受けようとする場合は、あらかじめ、太陽光発電設備を設置するそれぞれの設置場所について所有権その他の権原を有する者の承諾を得ていることを証明する書類。」

(認定基準)規則8条1項2号の要旨「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること。」決定していない場合、本文「**第3**」4頁・「**第7**」9頁の通り、**聴聞会**で、猶予期間は設けられず認定は取消された事実があります。(運転免許と同じ法理だと考えています。⇒学科試験と実地試験に合格後、運転免許が付与されますが、不正な方法で運転免許が付与された事実が分かった場合、安全運転を何年続けても即取消です。)

太陽光の認定も認定手続・認定基準が、「**不合格**」と分かった場合⇒聴聞会で猶予期間は設けられず、即認定が取消された事実があります。認定申請時点より前に認定日があるもの(Dが負数)は、「**取消対象**」で大量に有ります。ここを取消しなければ国民負担は、際限なく激増します。

調査結果	契約出力Kw	件数	区別理由
取消対象出力合計	1,139,173.5	83	認定申請時点で、「場所」を確保していない案件は、(D)が負数です。認定手続・認定基準に反しており聴聞会で認定が取消された種類の案件ですから「取消対象」とした。通常の発電者への接続を困難とする口実にしていた。
虚議取消出力合計	111,720.0	10	土地謄本番号、6番、8番、24番、55番、57番、58番、74番、118番、125番、132番等々の所有者にお尋ねしたところ売っても貸してもいない事実が判明した。中には既にヤラセ同様に発電開始日が決定している。通常の発電者への接続を困難とする口実にしていた。
合法出力合計	39,546.4	17	認定申請時点・認定日時時点で、「場所」を確保しているので、(D)は正数ですから「合法」とした。
不明出力合計	84,243.6	23	文責者の調査能力では、所有者が契約書を探し出すのを嫌がって、分からない。

合計	1,374,683.5	133	調査件数133件(文責者の分と九州管外の元代議士の亀井静香先生の発電所を除く)。約1376メガ分です。
----	-------------	-----	---

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
	2014/3/17	岩田屋フード(株)	7217.4	鹿児島県伊佐市大口小 川内字上場514-142外	所有権	開発許可申請不 要の土地で、最 初の認定日は 2014/1/9	2013/12/27	80	合法	旧ルール	36	36
	2014/2/14	大鵬インターナ ショナル(有)	1756.2	鹿児島県伊佐市大口小 川内字上場514-143外	同族所 有権	最後の認定日は 2014/3/17	2013/12/27	49	合法	旧ルール	36	36

1

土地謄本1番は、参考に文責者の案件を九電グループ等と同じ条件で比較できるようにしました。土地所有権は、岩田屋フードで大鵬インターナショナルへの同族所有で貸したものです。(C)所有権登記日の後、認定申請して(A)認定日を得ていますから、(D)は正数で、(E)は合法です。平成26年12月18日第8回新エネルギー小委員会において、接続可能量(817万kw)が確定されて、超過した日は、2014(平成26)年12月22日です。九電が指定ルール電気事業者になった日は、経済産業省告示第255号で2014(平成26)年12月22日です。本件が接続契約申込みをした日は、当該(規則6条7号の特定上限)日より9か月前のH26年3月です。当該日時点では、九電は指定ルール電気事業者ではなかったし、接続可能量を超過していなかったため「旧ルール」です。それでも九電は、「指定ルール」を適用すると主張するので裁判で争っています。またプロセスの目的は、「既に上位系統を含む電力系統設備で容量不足となっており大規模な対策工事が必要となるため」という大義名分を掲げ、上位系統送電線の増強工事を行う訳ですが、結果は、最初から大義名分は無く全く増強工事を行わないで、勝者は最良した発電者がプロセス前から決まっておき、通常の発電者を負けさせるために、上位系統負担金をポーカーゲームの方法で掛け金をドロップするまで上げて、蹴落として決めるという方法ですが、当該方法は法の土俵外の競争であって無効です。**※重大な変更**:九電は、2019/7/1「契約要綱」を電源線の省令第1条第2項の工事費負担金(発電所から1番目の変電所までの工事費負担金)に整合する様に変更しています。2番目の変電所(文責者の場合、人吉変電所)までの送電線の「上位系統負担金」の負担を求めることはできなくなりました。更に2019/10/1「契約要綱」で接続検討の回答期間を3ヶ月とすると追認しています。(詳細は本文13頁～第10・第11)

また全ての敷地分割は、法の土俵内において有効です。平成26年4月1日以降、国は、敷地分割を認めていませんので、我国には、違法な敷地分割は1件もありません。(詳細は本文「第12」17頁)

当該件等につきましては、専門の弁護士の先生方を招いて相談会を開催する予定です。興味をお持ちの方は、下記の申込方法で御参加下さい。追って必ずお知らせします。

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
	2013/3/27	宇久島みらいエ ナジー合同会社	480000.0	長崎県佐世保市宇久町 野方2087	不明	2019/1/10	不明	-2115	取消対象	指定ルール 未稼働	40	14

土地謄本2番によると所有者の一部の個人外87名。
 長崎県農地転用開示(2012/4/1~2019/10/31)の7/8頁 佐世保市宇久町太田江1627番外2239筆と佐世保市宇久町野方1007番1外1209筆の農地転用許可申請日は、**2019/6/14**で当時の売電単価は¥14。
 長崎県林地開発申請日A工区**2019/1/10**で¥18、林地開発申請日B工区**2019/1/23**、で¥18、同申請日C工区は、**2019/2/12**、で¥18、同申請日D工区**2019/2/12**で¥18、いずれも2014/12/22付けで九電が指定電気事業者になった日、特定上限817万Kw超過日2014/12/22後に法第5条第1項の接続の請求申込みをする順番ですから「指定ルール」となる。
 到底認定日2013/3/27現在では、「場所」は確保・決定していないので「取消対象」です。
 これを権力者が、**2115日も遡った認定日**を付与して¥40の売電単価で「旧ルール」として不当な利益を与えている。法律の禁止行為です。
 480メガで年間54.5万MW/h×¥40=218億円で20年間の4360億円~6000億円の莫大な発電量に対する「再エネ賦課金」を20年間も国民は、負担しなければならない。先着優先の競争に負けたのだから、**¥14・¥18で「指定ルール」**で特定上限超過分の電気は捨てさせて、国民負担は無い案件です。これを2115日も遡った認定日を付与する告示・法令は土俵内にはありません。
 2 このように**権力者**が、一部の最良した者に不当な利益を与えるから、「**このままでは、国民負担がますます増大し、将来の負担規模の予測ができないのが現状である。**」という状況に私達国民を追い込んでいます。巨大なプロジェクトなるがゆえに**認定手続・認定基準**との整合性がとれているのか、実行前に慎重に吟味したうえで投資しなければ大損害を被ります。宇久島みらいエナジー合同会社が、上述の農地或いは林地開発申請日の期間(2012/4/1~2019/10/31)内に長崎県へ開発申請した事実も過去に他社の開発申請・許可があつて承継した事実も見当たらない。
 認定日2013/3/27以前に「場所」を確保・決定した証拠が無く正真正銘の「取消対象」です。
 私たち国民の無知につけ込んで、¥40で「旧ルール」とするから、国民は、莫大な「再エネ賦課金」を20年間一部の力があるもののために支払い続けなければならない被害者です。¥14・¥18と知ったら、到底国民は、¥40を支払い続けることはできないだろう。
 たぶん「指定ルール」で¥14・¥18では、採算が取れないので、建設はしないだろうし、国民負担が激増することもない。出資者は京セラ、九電工、SPCGパブリックカンパニー、東京センチュリー、古川電工、坪井工業等です。2000億円規模の大容量・国民が大負担の注目の案件で、¥40で「旧ルール」をあてにして建設中です。
 クリーンな太陽光発電には大賛成ですが、先着優先で「場所」の確保の競争に負けても遡った認定を受けて国民負担を激増させる身勝手な方法は**大反対**です。犯罪と思っていますから「被害者の会」で告発したいと考えています。これを力がある経産省本庁の**権力者**(九経局は、本庁の指示で動いているので権力者は、本庁にあり。)は、**巧妙な理屈**をつけて48万Kw(480MW)を¥40で国民負担と認定したので、新雪でありながら自作自演で根雪の様なボリュームゾーンを故意に形成しています。以下の通り沢山の事例があります。

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
3	2013/3/15	鹿屋大崎ソー ラーヒルズ合同 会社	75640.0	鹿児島県曾於郡大崎町 野方志曾木250	所有権	2015/4/17	2014/5/8	-763	取消対象	指定ルール 2015/6/30	40	29
<p>土地謄本3番によると、所有権移転登記をしたのは、2014/5/8ですから売電単価は¥32です。到底認定申請時点で「敷地利用権」は無いので1回目の取消対象です。尚3番は、鹿児島県に対して林地開発許可が必要な森林です。甲224号の通り許可申請日は2015/4/17で、許可日は2017/3/31である。許可後開発行為をする順番ですから、常識的に運転開始日を開発許可日前の2015/6/20とすることは絶対に出来ない。そうしたのが2013/3/15以前に「場所」を確保して2015/6/30に運転開始したことにしようと辻褄を取り繕っているにほかならない。また林地開発申請日時点の売電単価は¥29で「指定ルール」で、「場所」は確保していないので2回目の取消対象です。763日も遡った認定日として既に発電して不正な「再エネ賦課金」を得ている超巨大な発電所ですから、¥40と¥29の差額および特定上限を超過した分の再エネ賦課金は、国民に返済しなければ不公平です。莫大で過剰な国民負担を20年間も強いていくことになります。これでは国民負担がますます増大し、将来の負担規模の予測ができないのが現状である。という状況に私達国民を追い込んでいきます。</p> <p>所有者 徳島県阿南市辰巳町 (株)ガイアパワー</p>												
4	2012/7/6	鹿児島メガソー ラー発電 (株)	70000.0	鹿児島県鹿児島市七ツ 島2丁目	賃借権		2013/11/1	-483	取消対象	旧ルール 2013/11/30	40	36
<p>錦江湾に存在する超巨大なメガソーラーです。発電事業者名は鹿児島メガソーラー発電(株)、契約出力は70メガ、70000kw 超巨大です。土地謄本4番によると報告徴収の注意事項で同族ではなく、排他的な賃借権設定日は、2013(平成25)年11月1日に「場所」が確保・決定したことになります。これを483日遡った認定日を与えている。認定申請時点で「場所」は無かった事になります。平成25年度の案件は、厳しく報告徴収されて聴聞会で猶予期間は設けられず「即取消された種類」の案件です。平成25年度¥36を¥40で売電することは出来ない。差は国民が20年間も負担することになります。国民、或いは現に聴聞会で取消された発電者等が事実を知ったら著しい不公平です。差別なく聴聞会で取消されるべき案件です。土地所有者 東京都江東区豊洲三丁目 (株)I H I</p>												
5	2013/1/25	パシフィコ・エ ナジー (株)	63000.0	宮崎県宮崎市細江字勘 露事2799-3	地上権	2014/10/24	2015/2/2	-738	取消対象	指定ルール	40	29
<p>土地簿本5番によると、2015(平成27)年2月2日に地上権が登記された日が、敷地利用権の「場所」が確保されて、認定申請可能日となった。この場合の売電単価は、¥29です。これを738日遡った認定日を与えている。林地開発申請日が早期でも上述の理由から「場所」の確保を証明する書類とはならない。地上権設定時点には、九電は指定電気事業者(平成26年12月22日付経済産業省告示第255号、告示当日から施行)になっており、「指定ルール」である。認定申請時点では「敷地利用権」の「場所」を確保しておらず、聴聞会で一旦取消された種類の案件です。</p> <p>土地所有者 宮崎県都城市 三星(株)</p>												

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
6	2014/3/19	(株) 九電工	50000.0	佐賀県佐賀市川副町大 字犬井道字国造搦 9476-102(他52筆)	虚偽認定				やらせメール事件同様、全く根拠が無い「やらせ」の大容量のバブル認定で 虚偽取消	旧ルール 2016/10/20	36	空押 さえ
	<p>土地謄本番号6番によると、土地所有者の佐賀県有明海漁業協同組合の話では、(株)九電工から借りたい旨の話はあったが、「敷地利用権」の契約締結には至っていない。佐賀空港の近隣で、今はオスプレイの基地問題で(株)九電工との話は、相当過去に消えている。当該事実から経済産業省は、敷地利用権を証明する書類が、絶対に無いまま、本日より遡って(株)九電工の希望通り、初期の高い売電単価となる様に認定日(2014/3/19)を付与して、更に「接続契約を締結した」という書面を提出して、みなし認定手続を完了していることになる。「虚偽認定」で、1322万Kw或いは817万Kwの一部を「空押さえ」で正当化している。売電単価¥36で「旧ルール」となって国民負担が有る2014/3/19を認定日として大容量のバブル認定で維持している。開示結果2016/10/20に運転開始(甲163)した。と決定通知を受けたが、後日理由なしで取消されて、2016/10/20は、運転開始予定日(甲165)と決定した。という通知があったが、貸しても売ってもいない虚偽案件です。</p>											
7	2014/3/31	(株) 京セラ ソーラーユーポ レーション	44000.0	宮崎県白杵郡門川町大 字庵川664他	地上権	2017/8/4	2016/12/1	-1222	取消対象	指定ルール	36	21
	<p>土地謄本7番によると、地上権利者は三井住友ファイナンス&リース株式会社。 地上権設定日は、2016(平成28)年12月1日、登記受付日2016(平成28)年12月1日の売電単価は、¥24で「指定ルール」であるが、林地開発申請書が、認定申請時点の必要書類ですから、前記登記受付日時点の¥24は無効です。 「場所」は、宮崎県への林地開発許可が必要な森林で、林地開発申請書の写しが報告徴収の必要書類です。甲225号「公文書開示請求書」一覧表1頁下から3行目の通り、申請者は「(株)京セラソーラーユーポレーション」で、許可申請日は、2017(平成29)年8月4日で売電単価は、¥21で「指定ルール」である。開発許可日は2018/2/5である。認定日時点では、「場所」を確保していないので「取消対象」。経済産業省は、1222日も遡った2014(H26)3/31に認定を与えている。国民負担がある「旧ルール」で¥36の案件と最悪した。この方法では、国民負担は際限がなく増大する。巨大な44メガですから年間22億円以上(20年間では440億円以上)の不当に莫大な再エネ賦課金を得ることになっており、20年間も国民は再エネ賦課金として過払いをさせられることになっています。取消しに止まらず、既に不当に得た売電額の中の「再エネ賦課金」は、国民に即時返還するべきです。現在、国民は、経済産業省と九電等を信用して、無知ゆえに莫大な「再エネ賦課金」を黙って負担している。 所有者 宮崎県東白杵郡門川町 (株)TTS門川ゴルフ倶楽部</p>											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
8	2014/3/5	(株)九州シャ インエナジー	40000.0	熊本県阿蘇郡西原村大 字宮山字医王寺向721- 3	虚偽認定	やらせメール事件同様、全く根拠がない「やらせ」の大容量のバブル認定です。			虚偽取消	運転開始日 2017/9/20	36	空押 さえ
	<p>土地謄本番号8番の所有者である西原村役場 096-279-3111開発係に問合せをした。40メガの太陽光発電用地の開発については、県への開発申請前に村と事前協議がなされるべきだが、(株)九州シャインエナジーとの話は、「聞いたことが無い。」にもかかわらず国は、認定を付与している(甲163・甲164)。役場の話では、所在地は、農振地域で開発不可能という回答。それでも国は認定は与えていた事実から、接続可能量817万Kwのバブル認定を正当化している。貸したことも売ったこともないのに運転開始日までが確定している(甲163・甲164)。バブル認定で通常の発電事業者への接続を困難とする口実にした。</p> <p>所有者 阿蘇郡西原村</p>											
9	2013/10/24	ティータ・パ ワー01合同会 社	34000.0	熊本県上益城郡益城町 上陳字高野965-1	所有権	2014/5/28	2014/12/19	-421	取消対象	旧ルール	36	32
	<p>土地謄本番号9番によると所有権移転日は、2014/12/19のティータパワー22合同会社から更に2017/10/31にカナディアン・ソーラー・インフラ投資法人に所有権移転(転売)尚9番は、熊本県に林地開発許可が必要な森林で、甲226号によると開発許可申請日2014/5/28以降が認定申請開始時点となる。開発許可日は2015/8/11。 開発許可申請時点の売電単価は、¥32で「旧ルール」です。</p> <p>これを421日遡って認定日を2013/10/24日としたので¥36と最頂した。</p> <p>仮に林地開発申請日2014/5/28に敷地利用権を確保した日と主張しても¥32です。認定日(2013/10/24)時点では、「場所」を確保しておらず即取消した種類の案件です。通常の発電者には厳罰で臨んでいるので、取消さなければ、取消したものに対して不公平です。</p> <p>契約容量34000.0kwに対して、過積載した甲227号3頁の47692.6kwが発電する莫大な再エネ電力に対して国民は、20年間も負担し続けなければならない。</p> <p>※重要な変更:当該案件に関する工事費負担金は、甲228号2/3頁「九州電力の旧・上椎葉弓削線を買収」の記事を良く見ると、発電所から一番目の変電所までの工事費負担金の範囲であることが理解できる。弓削変電所から先の2番目の変電所までの負担をしたとは、書かれていない。上位系統負担金を負担していない。平成24年7月1日の「契約要綱(低圧)」と「契約要綱(高圧・特別高圧)」の10工事費の負担金の規定では、「また、発電者の発電設備を当社電力系統へ連系するあたり、当社の供給設備を新たに施設する場合または当社の供給設備の変更が必要となる場合は、当社は、工事費の全額を発電者から申し受けます。」とだけ規定しており、工事費の負担範囲が一義的に特定できませんでしたが、2019/7/1に重大な変更をした「契約要綱」、2019/10/1にさらに変更した「契約要綱」によると電源線に係る省令第1条2項(発電所から1番目の開閉所又は変電所まで)と工事費負担金の範囲が明記されたので、上位系統負担金の負担は無い。法の整合性に基づく当然の変更です。2013/6/14資源エネルギー庁が解説した特定契約。接続契約モデル契約の趣旨・他の主要電力会社9社の趣旨も電源線1条2項と同じで、九電だけが、上位系統負担金が必要と言えるようにボカシタ規定となっていたが、上述のように是正しているので九電管内では、上位系統負担金の負担は無くなった。というより、2013/6/14資源エネルギー庁のモデル契約の解説(甲180)の公表前の当初から上位系統負担金の負担は無かった。九州中が誤信させられた。</p> <p>所有者 東京都新宿区西新宿一丁目 カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人</p>											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
10	2014/2/3	大分日吉原ソー ラー (株)	34000.0	大分県大分市日吉原3 -19	所有権	所有者三井 E&Sが信用 貸なら合 法	1980/6/18	12283	不明	旧ルール 2016/3/23	36	36
	土地謄本10番によると所有者は、三井造船(株)から平成30年12月3日商号を(株)三井E&Sホーリディングスに変更している。所有者から発電者が賃借りしていると推認するが、「場所」を確保・決定したした日は、質問しなかったため、あえて不明とした。運転開始日は、甲163号では2016/2/1と決定したが、取り消して甲165号では2016/3/23と決定(変更)している。将来、被害者の会を結成して、「告発」ができれば、司直の手によって真実が分かる。											
11	2014/3/17	えびの市浦太陽 光発電所合同会 社	30000.0	宮崎県えびの市大字浦 字水呑365-11	所有権	2014/12/12	2016/10/4	-932	取消対象	指定ルール	36	24
	土地簿本11番によると所有権登記受付2016(H28)10/4 原因2016(H28)9/26売買時点の売電単価は¥24で「指定ルール」。南九州ソーラープラント合同会社 その後2017(H29)9/15売買(転売)。承継理由は不明。初期の林地開発申請日早期でも「場所」に確保日ではなく、いずれにしても認定申請時点2016/10/4の方が認定日より932日遅く、認定日に「敷地利用権の場所」は無く、取消対象。過積載で44910.7kwとしている。 所有者 大阪市住之江区新北島 合同会社ひなた											
12	2014/3/19	宮崎亀の甲ソー ラー合同会社	29700.0	宮崎県東諸県郡国富町 三名万歳谷3170	地上権		2014/10/22	-217	取消対象	旧ルール	36	32
	土地簿本12番によると2014/10/22、(株)NTTファシリティーズが、太陽光発電設備の地上権の開始は2014/10/1で、2035/12/31まで設定している。認定日より217日遅れている。地上権の開始時点の売電単価は¥32で、特定上限日前だから「旧ルール」。しかし、地上権開始日2014/10/1の時点では、認定申請時点或いは認定日時点で「敷地利用権」の「場所」を確保しておらず取消対象です。 土地所有者 宮崎市宮崎駅東2丁目 (株)丸五産業											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
13	2014/3/31	(株) Global New Energy Togo	25000.0	宮崎県日向市東郷町山 陰字コヲサキ己806-6	地上権	2017/6/20	2016/11/24	-1177	取消対象	指定ルール	36	21
	<p>土地簿本13番によると2016/3/10 (株)Global New Energy Togoが、地上権を登記 存続期間は2016/4/1から25年。期間開始日の売電単価は¥24で「指定ルール」ですが、尚13番の「場所」は、宮崎県の林地開発許可が必要な森林で、甲225号「一覧表」1頁下から3行目の許可申請日は、2017/6/20だから開発許可申請時点の売電単価は、¥24ではなく¥21で「指定ルール」となります。認定申請時点では、「敷地利用権」を確保しておらず取消対象です。経済産業省は、林地開発申請日から1177日も遡って「旧ルール」で売電単価を¥36にする認定を付与して優遇しております。¥36と¥21の差及び特定上限を超過した発電に対しても国民負担を過剰に「再エネ負担金」を増大させている。犯罪と思います。 土地所有者 宮崎市霧島 個人</p>											
14	2014/3/17	山佐 (株)	24959.2	宮崎県日向市大字塩見 字上切畑3490-1	所有権		2017/1/10	-1030	取消対象	指定ルール	36	24
	<p>土地簿本14番によると、2017/1/10所有権移転日の後に、認定を受けて法第5条第1項の接続の申込みをする順番になると売電単価は¥24で、特定上限日の後になるので「指定ルール」となるが、認定日を1030日遡って2014/3/17としたので、¥36「旧ルール」となるが、認定申請日時点では「敷地利用権」の場所を確保・決定していないので認定取消。いずれにしても、認定申請日に「敷地利用権」を確保しておらず、報告徴収されて聴聞会で一旦取り消された種類の案件です。これをエネ庁が1030日も遡って認定日を2014/3/17としたので、¥36で国民負担がある「旧ルール」としたのである。国民を裏切った行為だと思っています。 所有者は岡山県新見市 山佐(株)</p>											
15	2014/3/28	第一Qソーラー 合同会社	21000.0	宮崎県宮崎市高岡町五 町字境原2712-1	地上権		2017/3/29	-1097	取消対象	指定ルール	36	24
	<p>土地謄本15番によると、甲区ジェイズ高原カントリークラブ(株)から、2017/3/29地上権設定登記、原因2017/1/1日設定、目的太陽光発電施設所有、存続期間23年、地上権者第四Qソーラー合同会社、そして2018/12/10、7番地上権一部移転、原因2018/11/22日売買、地上権者第一Qソーラー合同会社地上権設定登記日2017/3/29時点の売電単価は、¥24。同日から3日以降に接続契約申込みが出来た場合は、¥21で「指定ルール」。認定日時点では「敷地利用権」を確保していないので取消対象。これをエネ庁は、1097日遡った認定日2014(平成26)年3月28日を与えて、¥36で国民負担が有る「旧ルール」と優遇した不当に利益を与えた禁止行為である。 土地所有者は宮崎市高岡町 ジェイズ高原カントリークラブ</p>											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
16	2016/12/22	第四Qソーラー 合同会社	21000.0	宮崎県宮崎市高岡町五 町境原2612-1	地上権		2017/3/29	-97	取消対象	指定ルール	24	24
<p>土地謄本16番によると所有者の高原カントリークラブ(株)の土地へ、2017/3/29地上権設定登記、原因2017/1/1設定、目的太陽光発電施設所有、存続期間23年、地上権者第四Qソーラー合同会社 地上権設定登記日2017/3/29時点の売電単価は、¥24。同日から3日間で接続検討して2017/4/1以降に接続契約申込みが出来た場合は、¥21である。設定登記受付日も原因日も、特定上限超過日後に法5条1項の接続の申込みをすることになるので、「指定ルール」。 認定日2016/12/22日時点では、地上権2017/3/29による「敷地利用権の場所」を確保していないので「取消対象」。差の日数は97日だが、取消対象。 土地所有者は宮崎市高岡町 ジェイズ高原カントリークラブ</p>												
17	2014/3/14	九電みらいエナ ジー (株)	20000.0	福岡県京都郡みやこ町犀 川大坂字古野1179他56筆	調査中	所有者(有)箕面開発に連絡したが、不 明。土地に発電者の排他的な権利の 関係は不明			不明		36	
<p>土地謄本17番の所在地には発電者の排他的な権利は認められない。平成26年6月17日甲29号「新エネルギー小委員会第1回議事録6頁18行目、当時の新エネルギー対策課長「一般電気事業者(電力会社)さんは、法人が同じですということで、自分自身が作った再エネ電気は買い取制度上、買い取れません言々」と議事録にあります。自分自身が作ったものを自分自身が買い取るという行為で国民の負担金(再エネ賦課金)を得ることは、単に弁当屋Aが弁当を作って当該弁当を弁当屋A自身買い取って、国民の負担金を貰う事業モデルですから、常識的にもできないことになっていた。この理屈は、分筆者は理解できる。 当時、全国で九電だけが、支配下の九電みらいエナジー(株)等に再エネ電気を作らせて買い取って、国民が負担した莫大な「再エネ賦課金」を受けようと、更に利益を拡大させると目論んでいた。現在、実際もくろみ通り実現し、更に拡大中です。だから最良して法律の禁止行為違反が発生した原因と確信しています。 土地所有者は福岡県京都郡犀川町 (有)箕面開発</p>												

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
18	2014/3/31	山佐 (株)	19360.0	宮崎県日向市大字富高 字池田原2366-1	所有権	2016/4/27	2015/3/23	-758	取消対象	指定ルール	36	24
<p>土地謄本18番によると、2015(平成27)年3月23日売買(条件 農地法第5条の許可)という停止条件付の「場所」の場合、当時の再エネ特措法第6条・施行規則第7条(認定手続)第8条(認定基準)の規定から、2016(平成28)年12月28日売買(条件 農地法第5条の許可)後に敷地利用権を得たので、¥24で「指定ルール」です。</p> <p>尚18番は、宮崎県に対して林地開発許可が必要な森林で、甲225号「一覧表」1頁10行目、開発許可申請日は、2016(平成28)年4月27日で許可着手日は、平成29年1月4日である。許可申請日時点の売電単価は¥24です。林地開発申請書の所在地は日向市大字富高字永菖蒲2043番1外244筆とある。国の情報開示の所在地は日向市大字富高字池田原2366-1とあるが、大字違いの同じ一団の土地と思われる。</p> <p>これをエネ庁は、758日も遡った2014(H24)3/31に認定を付与しているので、¥36で国民負担がある「旧ルール」とする有利な認定日と変身させた禁止行為です。国民は¥36と¥24円の差額および特定上限を超えた発電に対しても「再エネ賦課金」を20年間も負担しなければならない。</p> <p>所有者は岡山県新見市 山佐(株)</p>												
19	2014/3/20	合同会社ソー ラーパーク高岡	19000.0	宮崎県宮崎市高岡町花 見字紙屋造3421	地上権		2017/2/14	-1062	取消対象	指定ルール	36	24
<p>土地謄本19番によると2017/2/14 地上権を登記している。・登記日時点の売電単価は¥24で「指定ルール」。認定申請時点では、「敷地利用権」を確保していないので、一旦取消した種類の案件です。これを経済産業省は、1062日も遡った2014/3/20に認定を付与しているので、国民負担がある「旧ルール」で¥36と有利な認定日の発電設備と変身させたのです。莫大な国民負担に拍車をかけているのは、経済産業省と九電等の連合軍です。国民は無知で無抵抗につけ込まれています。</p> <p>土地所有者は宮崎県都城市高崎町 (株)キリンマ農場</p>												
20	2014/1/27	OCE日向メガ ソーラー (株)	18000.0	宮崎県小林市日知屋字 長谷13855-2	地上権		2014/12/11	-318	取消対象	旧ルール	36	32
<p>土地謄本20番によると2014(平成26)年/12/11地上権が登記されている。原因2014/8/28設定しているので¥32で「旧ルール」である。目的 太陽光発電所および付属施設の所有 存続期間は平成50年2月28日まで。と明示しているが、認定申請時点では、「敷地利用権」は確保・決定しておらず、取消対象です。大林クリーンエネジーは、2017/9/1、OCE日向メガソーラーに売買で地上権は移転している。1番目の地上権登記日時点では、認定申請時点或いは認定日時点で「敷地利用権」の「場所」が、確保・決定しておらず、取消対象です。これを318日遡った認定日としているので、¥36で「旧ルール」と変身させている禁止行為です。土地所有者は宮崎市日向市 (株)コーソク</p>												
	2014/2/25	宮崎国富ソー ラーパーク合同 会社	17282.5	宮崎県東諸県郡国富町 大字嵐田字浦田256	地上権		2017/7/25	-1246	取消対象	指定ルール	36	21

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
21	<p>土地謄本21番によると2017/7/25地上権を登記している。登記日時点の売電単価は、¥21で、指定ルール。認定申請時点では、「敷地利用権」を確保していないので、一旦取消した種類の案件です。これをエネ庁は、1246日も遡った2014/2/25に認定を付与しているため、国民負担がある旧ルールの¥36と有利な認定日の発電設備と変身させたのである。莫大な国民負担に拍車をかけているのは、経済産業省と九電等の連合軍です。 土地所有者は宮崎市高岡町 個人</p>											
	2014/2/21	Kクリーンエナ ジー・スリー (株)	17000.0	熊本県菊池市原字郷屋 3300-27	地上権	2018/7/20	2019/2/25	-1610	取消対象	指定ルール 2017/7/1	36	18
22	<p>土地謄本22番によると、受付日2019/2/25地上権登記ですから、¥18の案件です。これを原因 2017/4/20設定と遡っても¥21で指定ルールが適用され¥21の売電単価です。尚、22番は熊本県の林地開発許可が必要であったので¥21で売電するは出来ない。甲230号「林地開発許可申請書」によると2018/7/20に開発許可申請時点の単価は¥18です、開発許可日は2018/10/23です。申請日から1610日も遡って2014(平成26)年2月21日時点の売電単価¥36で「旧ルール」になる認定を与えている。国民負担は2倍の売電単価に対する「再エネ賦課金」を20年間も負担しなければならない。しかも特定上限を超過した発電量に対しても「再エネ賦課金」を20年間も負担しなければならない。取り繕って運転開始予定日を2017/7/1としたが、常識的に開発許可日前に運転開始は出来ない。国民が知らないとはいえ、2倍の売電単価となる酷い手口です。 土地所有者は熊本県菊池市 (株)佐々牧場</p>											
	2014/3/3	佐賀相知ソー ラー (株)	16500.0	佐賀県唐津市相知町相 知字押川770-1	地上権	2015/9/4	2016/3/2	-730	取消対象	指定ルール 2018/4/30	36	27
23	<p>土地謄本23番によると2016/3/2地上権登記ですから、¥27の売電単価で「指定ルール」が適用されます。認定日時点では、排他的な地上権は登記されておらず「敷地利用権」は無いので、通常の事業者は、猶予期間は設けられず即取消されたケースに該当。尚23番は、佐賀県に対して林地開発許可が必要な森林で、甲229号3頁整理番号2番の通り許可申請日は2015/9/4である。許可申請日時点の売電単価も同じ¥27です。許可後の2016(平成28)年3月2日に地上権登記をしている。通常の取引では、許可後に登記をするものです。これをエネ庁がて地上権設定登記後730日も遡って認定を付与したので、¥36で国民負担がある「旧ルール」に変身させた。運転開始予定日 2020/3/31 土地所有者 佐賀県唐津市岩屋土地合資会社</p>											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
24	2014/3/5	(株)九州シャ インエナジー	13000.0	熊本県阿蘇郡西原村大 字河原字大野4332-3	虚偽認定	やらせメール事件同様、全く根拠が無い「やらせ」の大容量のバブル認定です。		虚偽取消	運転開始日 2017/9/20	36	空押 さえ	
25	2012/7/11	九電みらいエナ ジー (株)	10500.0	長崎県大村市寿古町 555-4	同族的	九電所有の土地を100%子会社の同 族的関係で発電者に貸したものと推 認		合法	旧ルール 2013/11/30	40		
26	2013/2/7	九電みらいエナ ジー (株)	10000.0	長崎県佐世保市光町30 -1	同族的	九電所有の土地を100%子会社の同 族的関係で発電者に貸したものと推 認		合法	旧ルール 2014/3/21	40		
27	2013/2/25	Kクリーンエナ ジー (株)	10000.0	福岡県大牟田市新開町 3-1	賃借権	始期付賃借 権仮登記 2013/8/6	2015/3/2	-735	取消対象	旧ルール 2015/3/12	40	36
	土地謄本27番によると、始期付賃借権仮登記日2013/8/6では排他的とは言えず、賃借権登記は認定日より735日遅れており、取消対象に変わりはない。 土地所有者 東京都江東区豊洲 日本コークス工業(株)											
28	2013/3/11	合同会社ソー ラーファーム松 橋	9000.0	熊本県宇城市松橋町内 田字打越1374他65筆	地上権		2015/1/15	-675	取消対象	指定ルール 2016/9/20	40	32
	土地謄本28番によると、2015(平成27)年1月15日受付、2014(平成26)11月10日設定で地上権を設定しているが、いずれにしても¥32で、認定日より以 降であるから 取消対象 土地所有者 東京都千代田区神田 (株)BTホールディング											
29	2013/2/25	Kクリーンエナ ジー (株)	7000.0	鹿児島県鹿屋市串良町 下小原字中益田1312- 1他14筆	地上権		2013/7/31	-156	取消対象	旧ルール 2014/12/13	40	36
	土地謄本29番によると、2013(平成25)年7月31日地上権設定登記が設定されているが、認定日より156日以降であるから 取消対象 土地所有者 鹿児島県曾於郡大崎町 楠田水産(有)											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
30	2013/2/25	Kクリーンエナ ジー (株)	4990.0	鹿児島県枕崎市あけぼ の町275	賃借権		2013/8/1	-157	取消対象	旧ルール 2014/10/23	40	36
	土地簿本30番によると、2013/8/1賃借権設定が登記されて¥36で「旧ルール」であるが、認定日より157日以降であるから、いずれにしても認定日時点より 早期の認定申請時点で「場所」は確保されていないので 取消対象 所有者 枕崎市											
31	2012/7/11	九電みらいエナ ジー (株)	3000.0	長崎県大村市寿古町 555-11	同族的	九電所有の土地を100%子会社の同 族的関係で発電者に貸したものと推 認			合法	旧ルール 2013/11/30	40	
32	2012/11/22	九電工新エネ ルギー (株)	1990.0	熊本県菊池郡菊陽町大 字原水字小平ノ上4617 外	調査中	所有者(熊本市)学校法人君が淵学 園と発電者の権利関係は、不明。			不明	2014/3/21	?	
33	2012/11/22	九電工新エネ ルギー (株)	1990.0	熊本県菊池市旭志川辺 字三西沖1285-1外3筆	調査中	所有者(熊本市)KMバイオロジクスと 発電者の権利関係は、不明。			不明	2013/12/20	?	
34	2012/11/27	九電工新エネ ルギー (株)	1990.0	大分県中津市犬丸字小 山2-1	調査中	所有者(宇佐市)カルソニックカンセイ 九州(株)と発電者の権利関係は不 明。			不明	2013/11/30	?	
35	2012/12/3	九電工新エネ ルギー (株)	1990.0	宮崎県児湯郡高鍋町大 字持田字堀川下1350	賃借権		2016/2/25	-1179	取消対象	指定ルール 2014/4/12	40	27
	土地謄本35番によると、2016(平成28)年2月25日賃借権設定登記時点¥27 原因2014(平成26)年6月17日時点設定としても¥32。いずれにしても認 定申請時点では「場所」を確保していないので 取消対象 です。これを賃借権設定登記時点から1179日遡って¥40となる認定を与えている。 土地所有者 宮崎市阿波岐原町 個人											
36	2012/12/3	九電工新エネ ルギー (株)	1990.0	宮崎県小林市北西方 2372	調査中	所有者に聞くと、発電者に¥40のとき に貸したと思う。所有者 小林市 個 人			合法	旧ルール 2014/1/19	40	40

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
37	2012/12/6	九電工新エネ ルギー (株)	1990.0	宮崎県都城市山田町中 霧島1094	賃借権		2014/6/27	-568	取消対象	旧ルール 2014/2/17	40	32
	<p>土地謄本37番によると、2014(平成26)年6月27日賃借権設定登記設定時点の売電単価は¥32。認定日時点では「場所」を確保していないので取消対象です。これを登記受付日時点¥32から568日遡って¥40となる認定を与えている。いずれにしても取消対象です。 所有者 宮崎県都城市甲斐元町 (有)安田商会</p>											
38	2012/12/6	九電工新エネ ルギー (株)	1990.0	大分県大分市大字杉原 字シツナシ1100 ではなく 1086-2であった	賃借権		2015/3/27	-841	取消対象	指定ルール 2015/6/17	40	32
	<p>土地謄本38番によると、2016(平成28)年2月26日賃借権受付時点の売電単価は¥27。原因2015(平成27)年3月27日設定時点の単価は¥32。認定日時点では「場所」を確保していないので取消対象です。これを原因日時点¥32から841日遡って¥40となる認定を与えている。 所有者 佐賀県鳥栖市 (有)イング</p>											
39	2013/2/25	九電工新エネ ルギー (株)	1990.0	長崎県五島市下大津町 708-45	調査中		2013/5/1	-65	取消対象	旧ルール 2014/1/19	40	36
	<p>土地謄本39番によると、所有者の長崎県港湾課振興班095-894-3057 お尋ねしたところ「2013(平成25)年5月から20年間貸している。」開始日の回答は差し控えたいということであった。九電は、文責者等通常の発電者に対するメガソーラーの検討期間は、1年以上であって、わざと特定上日(H26/12/22)経過後の回答にしているの、同様にすると、当該回答後急いで接続契約申込みをしても必ず¥24で「指定ルール」となる。僅か65日遡った認定日で¥36であっても、通常の発電事業者等への仕打ちと比較したら、認定日時点では「場所」を確保していないので取消対象です。 所有者 長崎県</p>											
40	2013/2/25	Kクリーンエナ ジー (株)	1990.0	鹿児島県枕崎市あけぼ の町275	賃借権		2013/8/1	-157	取消対象	旧ルール 2014/10/23	40	36
	<p>土地謄本40番によると、2013/8/1賃借権設定が登記されて、2014(平成26)年9月1日に抹消されて、同日賃借権登記されているが、認定日より以降であるから、いずれにしても認定日時点より早期の認定申請時点で「場所」は、確保されていないので取消対象 土地所有者は枕崎市</p>											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価	
41	2013/2/26	九電みらいエナ ジー (株)	1990.0	熊本県菊池市泗水町住 吉字東赤迫1576-1外3 筆	調査中				発電者と所有者(東京都千代田区)三 菱電機との関係は不明	不明	2014/4/12	40	
42	2013/3/5	九電工新エネ ルギー (株)	1990.0	宮崎県宮崎市清武町今 泉字三ツ杭乙2046	所有権		2015/1/30	-696	取消対象	指定ルール	40	32	
	土地簿本42番によると、2015(平成27)年1月30日所有権移転登記が(東京都千代田区)合同会社未来清武ソーラーに移転されて¥32で「指定ルール」。2015((平成27)年7月21日に所有権移転:原因は平成27年6月25日合併。その後、九電工新エネルギー(株)に承継されたと思われるが、土地謄本では確認できない。いずれにしても696日遡った認定を与えている。認定日時点でも「場所」は確保されていないので 取消対象 。 所有者 宮崎Solar合同会社												
43	2013/11/6	九電みらいエナ ジー (株)	1990.0	福岡県北九州市小倉南 区大字井手浦832-1外 30筆	調査中		2014/9/1	-299	取消対象	旧ルール 2014/9/11	36	32	
	土地謄本43番によると所有者は、北九州市で地目は水道用地、公募で2014(平成26)年9月1日~平成46年8月31日迄貸している。認定日時点でも敷地利権は確保していないので 取消対象 。 093-582-3001 所有者 北九州市												
44	2013/12/17	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1990.0	福岡県田川郡添田町大 字庄字無倉谷2368	賃借権 解除済		2015/4/9	-478	取消対象	指定ルール 2015/4/18	解除	解除	
	土地簿本44番によると、2015(平成27)年4月9日賃借権設定が登記されたが、2016(平成28)年1月28日に抹消。原因平成27年7月31日解除。開発不 可能の土地の可能性はある。いずれにしても認定日時点で「場所」は確保されていないので 取消対象 であるが解除されており権利は無いが、みなし認定 手続は移行して認定日が確定している。 土地所有者 田川市大字伊加利57?番地 電話の届け出が無い。 個人												
45	2014/2/4	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1990.0	熊本県山鹿市久原字信 田2565番1他8筆	賃借権				所有者 熊本市水前寺(株)ヤマック スと発電者の関係は不明	不明	2015/2/10	40	

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
46	2014/2/21	Kクリーンエナ ジー・ツー (株)	1990.0	熊本県球磨郡錦町大字 一武字高見4071-1	地上権		2014/9/12	-203	取消対象	旧ルール 2015/8/17	36	32
	<p>土地謄本46番によると、2014(平成26)年9月12日地上権受付時点の売電単価は¥32。地上権の登記原因2014(平成26)年9月12日設定時点の単価も¥32。認定日時点では「場所」を確保していないので取消対象です。これを登記受付日時点¥32から203日遡って¥36となる認定を与えている。いずれにしても取消対象です。 所有者 球磨郡錦町 (有)守永工業</p>											
47	2014/3/3	九電工新エネ ルギー (株)	1990.0	福岡県福津市津屋崎字 西堅川2323-1	賃貸し	所有者 福岡市博多区 九州勧業 (株)092-291-8291 発電者に同一場 所に2箇所賃貸している。			不明	2017/5/31	36	
48	2014/3/3	九電工新エネ ルギー (株)	1990.0	福岡県福津市津屋崎字 西堅川2323-1	賃貸し				不明	2017/5/31	36	
49	2014/3/5	増援エネルギー 合同会社から (株)九電工?	1990.0	熊本県上益城郡益城町 大字小谷字長迫間965- 2他4筆	地上権		2017/8/18	-1262	取消対象	指定ルール 2018/8/31	36	21
	<p>土地謄本49番によると、2017(平成29)年2月21日地上権設定請求権仮登記で受付時点の売電単価は¥24。原因2017(平成29)年2月7日設定予約の単価も¥24。2017(平成29)年8月18日仮登記から本登記(地上権設定)に設定し、注意事項の排他的な「場所」の権利を取得した時点の売電単価は¥21で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを登記受付日時点1262日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 熊本県山鹿市 (株)日本バリエ</p>											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
50	2014/3/5	増援エネルギー 合同会社から (株)九電工?	1990.0	熊本県上益城郡益城町 大字小谷字上笹尾 1132-他13筆	地上権		2017/8/18	-1262	取消対象	指定ルール	36	21
	<p>土地謄本50番によると、2017(平成29)年8月2日地上権設定請求権仮登記で受付時点の売電単価は¥21。原因2017(平成29)年2月7日設定予約の単価も¥21で「指定ルール」。2017(平成29)年8月18日仮登記から本登記(地上権設定)に設定した時点の売電単価は¥21。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを登記受付日時点1262日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 熊本県山鹿市 (株)日本バリエ</p>											
51	2014/3/5	増援エネルギー 合同会社	1990.0	熊本県上益城郡益城町 大字小谷字長迫間965- 2他8筆	地上権	地盤が52番 とは違う分割 逃れか?	2017/8/18	-1262	取消対象	指定ルール 2018/8/31	36	21
	<p>土地謄本51番によると、2017(平成29)年2月21日地上権設定請求権仮登記で受付時点の売電単価は¥24で「指定ルール」。原因2017(平成29)年2月7日設定予約の単価も¥24。2017(平成29)年8月18日仮登記から本登記(地上権設定)に設定した時点の売電単価は¥21。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを登記受付日時点1262日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 熊本県山鹿市 (株)日本バリエ</p>											
52	2014/3/5	増援エネルギー 合同会社	1990.0	熊本県上益城郡益城町 益城町大字小谷字笹尾 995-2	地上権	甲165号 一覧表	2017/8/18	-1262	取消対象	指定ルール 2018/8/31	36	21
	<p>土地謄本52番によると、2017(平成29)年2月21日地上権設定請求権仮登記で受付時点の売電単価は¥24。原因2017(平成29)年2月7日設定予約の単価も¥24。2017(平成29)年8月18日仮登記から本登記(地上権設定)に設定した時点の売電単価は¥21。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを登記受付日時点1262日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 熊本県山鹿市 (株)日本バリエ</p>											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
53	2014/3/5	増援エネルギー 合同会社	1990.0	熊本県上益城郡益城町 益城町大字小谷字笹尾 1132-1	地上権	甲165号 一覧表	2017/8/18	-1262	取消対象	指定ルール	36	21
	<p>土地謄本53番によると、2017(平成29)年8月2日地上権設定請求権仮登記で受付時点の売電単価は¥21で指定ルール。原因2017(平成29)年8月2日設定予約の単価も¥21。2017(平成29)年8月18日仮登記から本登記(地上権設定)に設定した時点の売電単価は¥21。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを登記受付日時点1262日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。土地所有者 熊本県山鹿市 (株)日本バリエ 49番～53番の土地は近隣であり、2014/4/1以降は敷地分割禁止の可能性</p>											
54	2014/3/14	九電工新エネ ジー (株)	1990.0	福岡県大牟田市大字勝 立字貝ノ平1-1他4筆	調査中	発電者と所有者日本コークス工業株 式会社との権利関係は不明				2015/5/20	36	
55	2014/3/14	(株) 九電工	1990.0	熊本県上益城郡山都町 八木字小ノ迫1167-1他 2筆	虚偽認定	やらせメール事件同様、全く根拠が 無い「やらせ」の大容量のバブル認定			虚偽取消	運転開始日 2014/11/1	36	虚偽
	<p>所有者は阿蘇郡蘇陽町で令和元年6月21日現在では、国立研究開発法人森林研究・整備機構が、H28/12/12に目的は、立木の所有で地上権を設定している。蘇陽町は、合併で山都町となっている。蘇陽支所0967-83-1111によると当該地は、「開発不可能の保安林で貸していない。」と回答を受けた。しかし、認定日は確定している。貸したことも売ったこともないのに運転開始日は、2014/11/1と決定している(甲163)。バブル認定で通常の発電事業者への接続を困難とする口実にした。</p>											
56	2014/3/19	九電みらいエナ ジー (株)	1990.0	長崎県大村市寿古町 555-2	所有権	九電所有の土地を100%子会社の同 族的関係で発電者に貸したものと推 認			合法	旧ルール 2015/5/20	36	
57	2014/3/19	(株) 九電工	1990.0	佐賀県佐賀市川副町大 字犬井道字国造搦 9476-183	虚偽認定	2020/1/27再度佐賀県有明海漁業協 同組合にお尋ねしたところ、同指導課 の回答では(株)九電工には、同組合 川副支所管轄の土地は最初から貸し ていない。しかし認定日は確定して運 転開始している。			虚偽取消	運転開始日 2016/10/20	36	虚偽
58	2014/3/19	(株) 九電工	1990.0	佐賀県佐賀市川副町大 字犬井道字国造搦 9476-175(他2筆)	虚偽認定				虚偽取消	運転開始日 2016/10/20	36	虚偽
<p>土地謄本57番と58番によると所有者は佐賀県有明海漁業協同組合。指導課によると貸しても売ってもいないという。アーそれなのに2016/10/20に運転開始が決定している(甲163号)。でたらめである。バブル認定・やらせ認定で通常の発電事業者への接続を困難とする口実にした。</p>												

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
59	2015/3/6	九電みらいエナ ジー(株)	1990.0	長崎県大村市寿古町 653-1	所有権	九電所有の土地を100%子会社の同 族的関係で発電者に貸したものと推 認			合法	2016/9/20	32	
60	2015/3/6	九電みらいエナ ジー(株)	1990.0	長崎県大村市寿古町 555-2	調査中	九電所有の土地を100%子会社の同 族的関係で発電者に貸したものと推 認			合法	2015/5/20	32	
61	2013/3/4	(株) 九電工	1920.0	佐賀県佐賀市三瀬村藤 原栗原664-3	賃借権		2014/4/22	-414	取消対象	旧ルール 2016/1/21	40	32
	<p>土地謄本61番によると、2014(平成26)年4月22日賃借権設定で受付時点の売電単価は¥32で旧ルール。原因2013(平成25)年9月9日設定の単価も ¥32で旧ルールとなるはずであるが、いずれにしても認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを414日遡って¥40となる認定を 与えている。 土地所有者 熊本市新町 個人</p>											
62	2013/2/15	Kクリーンエナ ジー(株)	1800.0	大分県宇佐市大字山本 221-5	賃借権		2013/6/27	-132	取消対象	旧ルール 2014/3/21	40	36
	<p>土地謄本62番によると、2013(平成25)年6月27日条件付賃借権設定仮登記をしている。受付時点の売電単価は¥36。原因2013(平成25)年6月27日の 単価も¥36。2013(平成25)年6月27日条件付賃借権設定仮登記を有効だとしても、認定日時点でも「場所」を確保していないので、いずれにしても取消 対象です。これを登記受付日時点より132日遡って¥40となる認定を与えている。 土地所有者は神奈川県泰野市 (株)藤野製作所</p>											
63	2013/11/11	(株) 鹿児島エ ナーナルエナ ジー	1799.0	鹿児島県枕崎市仁田浦 町209他9筆	賃借権		2015/3/31	-505	取消対象	指定ルール 2015/4/18	36	32
	<p>土地謄本63番によると、2015(平成27)年3月31日賃借権設定登記をしている。受付時点の売電単価は¥32で指定ルール。原因2015(平成27)年3月31 日の単価も¥36。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを登記受付日時点より505日遡って¥36で「旧ルー ル」となる認定を与えている。 土地所有者 鹿児島県枕崎市 揚野商事(株)</p>											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
64	2012/12/10	九電工新エネ ジー (株)	1750.0	福岡県京都郡苅田町上 片島字天神木1831-1他 13筆	賃貸し		2013/7/1	-203	取消対象	旧ルール 2013/11/30	40	36
	<p>土地謄本64番によると、所有者の福岡県京都郡苅田町(093-434-1111)の土地開発公社への電話取材の結果、2020/1/27回答があった。大と小があつて、大の契約始期は、2013(平成25)年7月1日で¥36、小の契約始期は、2013(平成25)年11月1日で¥36である。いずれも認定申請時点でも「場所」を確保していない。</p> <p>所有者は福岡県京都郡苅田町</p>											
65	2013/2/1	九電みらいエナ ジー (株)	1603.6	福岡県宗像市池浦字岩 ノ原65-1	所有権	福岡市東区 所有者の学校法人中村 産業学園と発電者との関係は、尋ね なければ不明。			不明	旧ルール 2013/11/1	40	不明
66	2012/12/4	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1500.0	大分県豊後大野市清川 町雨堤字ヒラ1236-13	賃借権		2014/8/11	-615	取消対象	旧ルール 2015/3/12	40	32
	<p>土地謄本66番によると、2014(平成26)年8月11日条件付賃借権設定仮登記をしている。受付時点の売電単価は¥32で旧ルール。原因2015(平成27)年3月31日の単価も¥32。翌日なら¥29。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを登記受付日時点より615日遡って¥40で「旧ルール」となる認定を与えている。</p> <p>土地所有者は大分県豊後大野市清川町 個人</p>											
67	2012/12/13	九電工新エネ ジー (株)	1500.0	宮崎県都城市高崎町大 牟田1732-1	賃借権		2014/7/8	-572	取消対象	旧ルール 2014/5/21	40	32
	<p>土地謄本67番によると、2014(平成26)年7月8日賃借権設定登記をしている。原因2014(平成26)年4月3日設定で、同日から20年。単価は¥32。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを登記受付日時点より572日遡って¥40で「旧ルール」となる認定を与えている。</p> <p>土地所有者 千葉県船橋市 (株)阿部商店</p>											
68	2013/2/13	(株)九電工	1500.0	佐賀県唐津市佐志375 -14	調査中	発電者と所有者(佐賀県東松浦郡) 個人との関係は不明			不明	旧ルール 2014/10/23	40	

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
69	2013/2/13	(株) 九電工	1500.0	佐賀県武雄市東川登町 袴野10540-9	賃借権		2013/5/21	-97	取消対象	旧ルール 2013/11/30	40	36
	<p>土地謄本69番によると、2013(平成25)年5月21日賃借権設定登記をしている。原因2013(平成25)年4月30日設定だから単価は¥36。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを登記受付日時点より97日遡って¥40で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 福岡市中央区高砂 (株)OKAMURA</p>											
70	2013/2/19	(株)九州シャ インエナジー	1500.0	熊本県玉名郡長洲町大 字名石浜13-4の一部	枝番調 査中	国の開示で、所有者JFE商事(株)との 関係は、証明書があるにとどまってい るので、 取消対象			取消対象	旧ルール 2013/12/20	?	
	<p>国が開示した所在地について、「設置場所の権利者による証明書があるにとどまるもの」があることが確認できたが、報告徴収の「報告要領」では、当該書 面又は設備の発注等により設備の仕様が決定しているとはいえないものにつき、旧法6条1項1号、旧規則8条1項2号の基準(「当該認定の申請に係る再生 可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること。」)を満たさないとして、旧法6条6項に基づき、設備認定を取消した種 類の案件で取消対象です。 所有者は、東京都千代田区大手町、JFE商事(株)</p>											
71	2013/3/4	九電みらいエナ ジー (株)	1500.0	長崎県松浦市調川町上 免字牛田836(外96筆)	賃借権		2015/2/19	-717	取消対象	指定ルール 2014/8/18	40	32
	<p>土地謄本71番によると、2015(平成27)年2月19日賃借権設定登記をしている。原因2014(平成26)年6月9日設定だから単価は¥32。認定日時点では「場 所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを登記受付日時点より717日遡って¥40で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 福岡市中央区大手門 中興ホールディングス(株)</p>											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
72	2014/01/17	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1500.0	大分県中津市大字犬丸 字秋満150-4他3筆	賃借権		2014/12/25	-342	取消対象	指定ルール 2015/1/15	36	32
<p>土地謄本72番によると、2014(平成26)年12月25日賃借権設定登記をしている。原因2014(平成26)年12月1日設定だから単価は¥32。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを登記受付日時点より342日遡って¥40で「旧ルール」となる認定を与えている。 所有者 大阪市北区 積水化成工業(株)</p>												
73	2014/3/3	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1500.0	宮崎県児湯郡川南町大 字川南13131-2	枝番調 査中	発電者と所有者(宮崎県児湯郡)個人 との関係は不明			不明			
74	2014/3/12	九電みらいエナ ジー(株)	1500.0	大分県由布市狭間町大 字鬼崎字片山690-1外	虚偽賃借	やらせメール事件同様、全く根拠が 無い「やらせ」の大容量のバブル認定		虚偽取消	貸借事実なし	36	虚偽	
<p>土地謄本74番によると、土地所有者 由布市(株)デンケン097-583-5535 担当者によると、「九電みらいエネジー(株)」には貸していない。他社に貸した事実は無い。発電者は自社「(株)デンケン」であって自己所有物である。バブル認定・やらせ認定で通常発電事業者への接続を困難とする口実にした。(株)デンケン殿の分を取り消す理由は全くないが、九電みらいエネジー(株)が発電者の場合「虚偽取消」である。</p>												
75	2014/3/25	九電みらいエナ ジー(株)	1500.0	大分県由布市湯布院町 大字川北1582-1	同族的	九電所有の土地を100%子会社の同 族的関係で発電者に貸したものと推 認			合法		36	
76	2015/3/6	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1500.0	福岡県鞍手郡鞍手町新 延1692-2	調査中	発電者と所有者(福岡県鞍手郡)個人 との関係は、取材していない。不明			不明		32	
77	2013/2/13	(株)九電工	1489.0	佐賀県唐津市肥前町切 木字嘉藤甲905-104他 12筆	賃借権		2014/6/20	-492	取消対象	旧ルール 2014/2/17	40	32
<p>土地謄本77番によると、2014(平成26)年6月20日賃借権設定登記をしている¥32。原因2013(平成25)年6月5日設定だから単価は¥36。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを登記受付日時点より492日遡って¥40で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 唐津市肥前町 個人</p>												

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
78	2014/2/4	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1400.0	熊本県菊池市旭志川辺 字七西沖1473	賃借権		2015/2/27	-388	取消対象	指定ルール 2015/8/17	36	32
	<p>土地謄本78番によると、2015(平成27)年2月27日条件付賃借権設定仮登記をしている時点の単価は¥32。原因2014(平成26)年9月25日設定だから単価は¥32で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを仮登記受付日時点より388日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 熊本県菊池市 個人</p>											
79	2012/12/13	(株)九電工	1392.0	宮崎県都城市高崎町前 田字野平前3961-1他	賃借権		2014/7/29	-593	取消対象	旧ルール 2015/2/19	40	32
	<p>土地謄本79番によると、2014(平成26)年7月29日条件付賃借権設定仮登記をしている時点の単価は¥32。原因2014(平成26)年3月12日設定だから単価は¥36で「旧ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを仮登記受付日時点より593日遡って¥40で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 宮崎県北諸県郡高崎町 個人</p>											
80	2012/12/6	九電工新エネ ルギー(株)	1250.0	宮崎県宮崎市大字芳土 宮久保3318	賃借権		2014/6/27	-568	取消対象	旧ルール 2013/11/30	40	32
	<p>土地謄本80番によると、2014(平成26)年6月27日賃借権設定登記をしている時点の単価は¥32。原因2013(平成25)年7月1日設定だから単価は¥36で「旧ルール」となるが、認定日時点では「場所」を決定していないので、いずれにしても取消対象です。これを賃借権設定登記受付年月日より568日遡って¥40で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 宮崎市大字芳土 個人</p>											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
81	2013/11/11	(株) 鹿児島エ ターナルエナ ジー	1250.0	鹿児島県枕崎市岩戸町 146-1他3筆	賃借権		2015/3/31	-505	取消対象	指定ルール 2015/4/18	36	32
	<p>土地謄本81番によると、2015(平成27)年3月31日賃借権設定登記をしている時点の単価は、登記日に接続検討申込みをして、同日検討結果を受けて、同日接続契約申込みが出来た場合は¥32。原因2015(平成27)年3月31日設定だから単価は¥32で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保・決定していないので、いずれにしても取消対象です。これを時点より505日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 鹿児島県枕崎市 (株)中崎砕石</p>											
82	2014/2/14	九電工新エネ ルギー (株)	1250.0	福岡県宗像市名残字小 豆田835	同族的	九州電力(株)の林業部門から分離独 立した九電グループから同族的な関 係であるが、「場所」確保日は不明だ		合法	旧ルール 2016/4/22	36	同族	
83	2014/2/21	(株) 九州エ ターナルエナ ジー	1250.0	佐賀県唐津市相知町長 部田字カコ岩600-1	地役権		2015/4/10	-413	取消対象	指定ルール 2015/10/20	36	29
	<p>土地謄本83番によると、2015(平成27)年4月10日地役権設定登記をしている時点の単価¥29で指定ルール。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを時点より413日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 佐賀県唐津市相知町 長部田区自治会</p>											
84	2014/3/19	(株) 九州エ ターナルエナ ジー	1250.0	佐賀県唐津市鎮西町早 田字柳田1424-29他20 筆	地上権		2016/7/6	-840	取消対象	指定ルール 2017/1/31	36	24
	<p>土地謄本84番によると、2016(平成28)年7月6日地上権設定登記をしている時点の単価¥24で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを時点より840日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 佐賀県唐津市鎮西町 個人</p>											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
85	2013/2/25	九電工新エネ ギー (株)	1200.0	福岡県久留米市荒木町 藤田字狐坂1393-3他	賃貸し		2013/3/1	-4	取消対象	指定ルール 2013/11/30	40	40
	<p>土地謄本85番によると、所有者久留米大学施設課0942-31-7511で取材した結果、2013(平成25)年3月より20年間賃貸契約している。3月何日かの回答は無かったが、月初の2013/3/1で¥40である。しかし認定日時点でも「場所」を確保していないので厳しいですが、「取消対象」。前述の通常の発電事業者等に対する1年以上の検討期間を考慮すると、検討期間が4日で完了する見込みは無く、通常の発電者と公平に取り扱くと「取消対象」です。 土地所有者 久留米大学</p>											
86	2013/3/12	(株) 九電工	1100.0	佐賀県伊万里市東山代 町川内野5825-155他2 筆	賃借権	2014/4/18	2015/12/7	-1000	取消対象	指定ルール 2015/12/18	40	27
	<p>土地謄本86番によると、2015(平成27)年12月7日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥27で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを時点より1000日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 佐賀県唐津市半田 個人</p>											
87	2013/2/7	(株) 九電工	1088.6	佐賀県多久市多久町 6195-2	賃貸し		2012/12/18	51	合法	旧ルール 2013/11/30	40	40
	<p>土地謄本87番によると、所有者の多久市管財課2952-75-8020 担当者から2012(平成24)年12月18日賃貸借契約を締結していると聞いた。当該日に「場所」を確保したので、認定申請して、合格して「認定日」2013/2/7となる順番ですから「合法」です。売電単価は、 ¥40で「旧ルール」。 土地所有者 佐賀県多久市</p>											
88	2012/12/6	九電工新エネ ギー (株)	1000.0	宮崎県児湯郡高鍋町大 字上江字鍋田3069-2 他	賃借権		2014/7/4	-575	取消対象	旧ルール 2014/3/21	40	32
	<p>土地謄本88番によると、2014(平成26)年7月4日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥32で「旧ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを時点より575日遡って¥40となる認定を与えている。 所有者 宮崎県児湯郡高鍋町 (株)津房産業</p>											
	2012/12/10	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1000.0	福岡県嘉麻市漆生大 城ヶ浦1432-1	賃借権		2013/7/17	-219	取消対象	旧ルール 2013/11/30	40	36

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
89	土地謄本89番によると、2013(平成25)年7月17日条件付賃借権設定仮登記をしている時点の単価は¥36。原因2013(平成25)年7月1日設定だから単価は¥36で「旧ルール」。その後、2013(平成25)年7月24日賃借権登記設定登記をしている。しかし認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても 取消対象 です。これを仮登記受付日時点より219日遡って¥40で「旧ルール」となる認定を与えている。発電者は同族的ではないので第三者に対抗できる賃借権登記をしている。 所有者は(福岡市中央区高砂)九州電工ホーム(株)											
90	2013/2/14	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1000.0	福岡県宮若市鶴田字水 町2084-4他9筆	賃借権		2014/6/2	-473	取消対象	旧ルール 2015/1/15	40	32
	土地謄本90番によると、2014(平成26)年6月2日条件付賃借権設定仮登記をしている時点の単価は¥32。原因2014(平成26)年3月18日設定だから単価は¥36で「旧ルール」。その後、2015(平成27)年2月19日賃借権設定登記をしている。しかし認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても 取消対象 です。これを仮登記受付日時点より473日遡って¥40で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 福岡県宗像市石丸 次郎丸建設工業(株)											
91	2013/2/19	九電みらいエナ ジー(株)	1000.0	宮崎県東諸県郡綾町大 字南俣字中尾5987-外 4筆	賃借権		2014/3/24	-398	取消対象	旧ルール 2014/4/12	40	36
	土地謄本91番によると、権利者(株)キューデン・エコソル(その後、九電みらいエナジー(株)となっている。)が、2014(平成26)年3月24日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥36で「旧ルール」。しかし、認定日時点では「場所」を確保していないので、 取消対象 です。これを時点より398日遡って¥40となる認定を与えている。 土地所有者 宮崎県東諸県郡綾町(有)雲海農園											
92	2013/3/4	(株)九電工	1000.0	佐賀県唐津市神田49- 1	賃借権		2013/7/25	-143	取消対象	旧ルール 2013/12/20	40	36
	土地謄本92番によると、2013(平成25)年7月25日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥36で「旧ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、 取消対象 です。これを時点より143日遡って¥40となる認定を与えている。 所有者 佐賀県神埼市神埼町の個人											
	2013/3/5	九電工新エネ ルギー(株)	1000.0	熊本県天草市楠浦町字 掛場80-22	調査中		2014/3/31	-391	取消対象	旧ルール 2014/12/13	40	36

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
93	<p>土地謄本93番によると、所有者の本渡五和(いつわ)農協・総務課に電話(0969-23-2231)取材した回答は、「2014(平成26)年3月31日から20年間賃貸借契約を締結している。尚、現在借主は「九電工」に変更している。」であった。同日、認定申請に必要な場所を確保し、同日認定を受け、同日九電に接続検討申込みをして、同日検討結果の連系承諾の回答を受け、同日接続契約申込みをした場合の売電単価は、¥36である。最大限の最良をしても、不可能な時間内に接続契約申込ができたとしても売電単価は¥36である。これを391日遡った日を認定日としたので売電単価は¥40となった。認定日以前の認定申請時点から1年以上「場所」を確保しておらず、猶予期間は設けられず「取消対象」です。 所有者 熊本県本渡市 本渡五和農業協同組合</p>											
94	2013/8/1	(株)奄美エ ターナルエナ ジー	1000.0	鹿児島県大島郡宇検村 大字湯湾字赤土山1875 -1	賃借権		2015/11/24	-845	取消対象	指定ルール 2015/6/17	36	27
94	<p>土地謄本94番によると、2015(平成27)年11月24日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥27で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを時点より845日遡って¥36となる認定日を与えている。 土地所有者 鹿児島県大島郡 宇検村</p>											
95	2014/01/14	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1000.0	大分県宇佐市院内町香 下字中ノ原1765他10筆	調査中	発電者と所有者(宇佐市院内)(株)キ リウ大分との関係は不明			不明	2014/12/13	36	
96	2014/01/27	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1000.0	熊本県球磨郡あさぎり 町上西字榎田2848-1	賃借権	2014/9/19	2015/6/5	-494	取消対象	指定ルール 2015/6/17	36	29
96	<p>土地謄本96番によると、2015(平成27)年6月5日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥29で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを時点より494日遡って¥36「旧ルール」となる認定日を与えている。林地開発申請書の方が賃借権設定登記より早期であるが、同申請書は、宅地開発等にも必要な補助書類であって、補助書類をもって認定申請したとは認められない。 土地所有者 熊本県球磨郡あさぎり町 個人</p>											
	2014/2/7	(株)九電工	1000.0	佐賀県三養基郡上峰町 堤870-1	賃貸し		2014/4/1	-53	取消対象	旧ルール 2015/1/15	36	32

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
97	土地謄本97番によると、所有者の佐賀県三養基郡上峰町財政課に電話(0952-52-2181)取材した回答は、覚書で「2014(平成26)年4月1日から20年間賃貸している。売電単価は¥32である。これを391日遡った日を認定日としたので売電単価は¥40となった。認定日以前の認定申請時点から1年以上「場所」を確保しておらず、猶予期間は設けられず「取消対象」です。 所有者 佐賀県三養基郡上峰町											
98	2014/2/10	九電工新エネルギー(株)	1000.0	福岡県宗像市神湊字堀田78-3	同族的		2013/7/25	200	合法	旧ルール 2015/5/20	36	36
	2013(平成25)年7月25日所有権移転登記を(株)九電工が登記している。同社が、同族的な九電工新エネルギー(株)に貸与したと推認できる。認定日より200日前に「場所」を確保しており合法と表示した。九電グループ等としては数少ない「合法」の案件です。											
99	2014/3/3	(株)九州エターナルエナジー	1000.0	長崎県佐世保市下字戸町478他13筆	調査中	発電者と謄本上の個人との土地の排他的関係は不明			不明			
100	2014/3/3	(株)九州エターナルエナジー	1000.0	佐賀県嬉野市塩田町大字久間字藤原丙4763-14	地上権		2016/3/1	-729	取消対象	指定ルール 2016/7/21	36	27
	土地謄本100番によると、2016(平成28)年3月1日地上権設定登記をしている。同月内に認定を受けて、九電に接続検討をして同月内に連系承諾を受けて、同月内に接続契約を申込んだとしても当該時点の売電単価は、¥27で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、「取消対象」です。これを時点より729日遡って¥36「旧ルール」となる認定日を与えている。 土地所有者 佐賀県嬉野市塩田 個人											

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
101	2014/3/7	(株)九州シャ インエナジー	1000.0	熊本県水俣市越小場字笠 平1469-111	調査中		2014/12/1	-269	取消対象	旧ルール 2015/1/1	36	32
	土地謄本101番によると、所有者の水俣市財政課(0966-63-1111)契約管財係の回答(2020/1/23)によると、「2014/12から20年間貸している。」であった。日付けは聞いても言われなかったが、仮に2014/12/1が、敷地利用権の始期とすると売電単価は¥32である。これを269日遡って¥36となる認定日(2014/3/7)を与えている。認定日前の認定申請時点では、「場所」を確保していないので「取消対象」です。 所有者 熊本県水俣市											
102	2014/3/7	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1000.0	長崎県南島原市深江町戊 字池平3987-1302他36 筆	賃借権		2018/8/23	-1630	取消対象	指定ルール 2016/9/1	36	18
	土地謄本102番によると、2018(平成30)年8月23日条件付賃借権設定仮登記をしている時点の単価は¥18。原因2018(平成30)年6月1日設定だから単価は¥18で「指定ルール」。その後、2019(平成31)年3月29日賃借権設定登記をして¥18である。しかし認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても 取消対象 です。これを仮登記受付日時点より1630日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 長崎県南島原市深江町 個人											
103	2014/3/14	九電みらいエナ ジー (株)	1000.0	佐賀県伊万里市山代町峰 字長者6654-77ほか	同族的	九電所有の土地を100%子会社の同族的 関係で発電者に貸したものと推認		合法	2014/12/13	36		
104	2014/3/14	九電みらいエナ ジー (株)	1000.0	佐賀県伊万里市山代町峰 字長者6654-77	同族的	九電所有の土地を100%子会社の同族的 関係で発電者に貸したものと推認		合法		36		
105	2014/3/14	(株)九電工	1000.0	佐賀県武雄市山内町大字 犬走字上戸2257他	調査中	所有者〔佐賀県杵島郡〕個人と発電者の 関係は不明		不明				
106	2014/3/19	九電みらいエナ ジー (株)	1000.0	福岡県京都郡苅田町長浜 町6	同族的	九電所有の土地を100%子会社の同族的 関係で発電者に貸したものと推認		合法	旧ルール 2015/9/16	36		

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
107	2014/3/19	(株)九州エ ターナルエナ ジー	1000.0	宮崎県延岡市川島町903 -244(他13筆)	地上権		2014/10/28	-223	取消対象	旧ルール 2015/4/18	36	32
<p>2014/1/5付けの賃貸証明書があるが、報告徴収の注意事項で、設置場所の権利者による証明書があるにとどまるもの、又は設備の発注等により設備の仕様が決定しているとはいえないものにつき、旧法6条1項1号、旧規則8条1項2号の基準(「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること。」)を満たさないと、旧法6条6項に基づき、設備認定を取消した。ので2014/1/5付けの賃貸証明書は無効です。九州経済産業局に認定申請書に添付される証明する書面の開示の回答を求めると正確な「場所」を確保した日が特定できるようになっています。2014(平成26)年10月28日地上権設定登記をしているが、認定日より223日遅れているので取消対象です。 土地所有者 宮崎県延岡市松山町 (株)延陵学園</p>												
108	2014/3/20	(株)鹿児島エ ターナルエナ ジー	1000.0	鹿児島県南さつま市加世 田津貫字神永原12802	賃借権		2016/8/25	-889	取消対象	指定ルール 2017/4/30	36	24
<p>土地謄本108番によると、2016(平成28)年8月25日条件付賃借権設定仮登記をしている時点の単価は¥24。その後、2017(平成29)年3月1日賃借権設定登記をして¥24である。しかし認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを仮登記受付日時点より889日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 鹿児島県枕崎市 (株)中崎砕石</p>												
109	2014/3/31	九電みらいエナ ジー (株)	1000.0	福岡県宮若市長井鶴字碓 口644-2	賃借権		2015/10/1	-549	取消対象	指定ルール 2015/11/17	36	27
<p>土地謄本109番によると、2015(平成27)年10月1日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥27で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを時点より549日遡って¥36「旧ルール」となる認定日を与えている。 土地所有者 福岡県宮若市長井鶴 (有)三益商事</p>												
110	2015/3/31	九電みらいエナ ジー (株)	1000.0	福岡県嘉麻市岩崎字池ノ 谷1360番地3筆	調査中	発電者と所有者コマツハウス(株)との関係は不明			不明			
111	2012/11/27	九電工新エネ ルギー (株)	990.0	熊本県人吉市下漆田町字 高松1580-1他	賃貸し	発電者と所有者岩下兄弟株式会社との関係、契約書を探せないので不明			不明	2013/12/20		

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
112	2012/11/27	九電工新エネ ルギー (株)	990.0	大分県白杵市大字左津留 字長小野原1541	賃借権		2013/10/31	-338	取消対象	旧ルール 2014/5/21	40	36
<p>土地謄本112番によると、2013(平成25)年10月31日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥36で「旧ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを時点より338日遡って¥40「旧ルール」となる認定日を与えている。 土地所有者 福岡市中央区那の津 JAうすきたまごファーム(株)</p>												
113	2012/12/13	(株) 九電工	990.0	宮崎県宮崎市田野町字上 西原乙10199-1	調査中	発電者と所有者(宮崎市田野町)個人と の関係は不明		不明		2014/8/18		
114	2013/8/16	(株) 奄美エ ターナルエナ ジー	990.0	鹿児島県大島郡瀬戸内町 大字古仁屋字石橋原945 -1	地上権	2015/9/16	2017/2/20	-761	取消対象	指定ルール 2018/9/30	36	24
<p>土地謄本114番によると、2017(平成29)年2月20日地上権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥24で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを時点より761日遡って¥36「旧ルール」となる認定日を与えている。なお当該土地は、鹿児島県へ林地開発許可が必要な森林であったが、いずれにしても認定日時点では「場所」を確保していないので取消対象。 土地所有者 鹿児島県大島郡瀬戸内町 (株)三榮開発</p>												
115	2014/1/27	九電工新エネ ルギー (株)	990.0	大分県豊後大野市三重町 小坂字大久保531-1	賃貸し	所有者 下小坂区区長(三重町小坂)宅 の奥様に聞いたところ発電者へ賃貸し している事実は聞けたが、本人は入院中。		不明		2015/7/31	36	
116	2014/1/27	九電工新エネ ルギー (株)	990.0	大分県中津市三光下秣字 立道207-1	賃借権		2015/7/21	-540	取消対象	指定ルール 2016/5/31	36	27
<p>土地謄本116番によると、2015(平成27)年7月21日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥27で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これをより540日遡って¥36「旧ルール」となる認定日を与えている。 土地所有者 大分県中津市三光 個人</p>												

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
117	2014/2/7	(株)九州エ ターナルエナ ジー	990.0	熊本県山鹿市久原2591- 2他14筆	賃借権		2014/5/21	-103	取消対象	旧ルール 2015/7/20	36	32
<p>土地謄本117番によると、2014(平成26)年5月21日条件付賃借権設定仮登記をしている時点の単価は¥32。その後、2015(平成27)年12月9日賃借権設定登記をして¥27で「指定ルール」ある。しかし認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを仮登記受付日時点より103日遡って¥36で「旧ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 熊本県水前寺3丁目 (株)ヤマックス</p>												
118	2014/3/3	九電工新エネ ルギー (株)	990.0	大分県玖珠郡玖珠町大字 岩室字持井手2112-28他 1筆	虚偽認定	やらせメール事件同様、全く根拠が無 い「やらせ」の大容量のバブル認定で す。			虚偽取消	発電開始日 2015/7/31	36	虚偽
<p>土地謄本118番によると、2020/1/23の電話取材の結果、所有者の大分県玖珠町管財課の数時間後の調査の結果、電話説明によると「太陽光発電に貸していない。」とい う。来週詳しく調査して確実な情報をお知らせしますという話であった。2020/1/27再度回答があったが、最初から「貸していない。」という回答でした。「虚偽認定」であ る。貸しても売ってもいないのもかわらず発電開始日が、2015/7/31(甲163・甲165)と決定している。バブル認定・やらせ発電開始で通常の発電事業者への接続を困 難とする口実にした。 所有者 玖珠郡玖珠町</p>												
119	2013/1/15	(株)九電工	987.8	佐賀県武雄市若木町大字 本部神山16965-6	所有権	認定日の前に 所有権登記	2012/10/31	76	合法	旧ルール 2013/11/30	40	40
<p>2013(平成25)年1月15日所有権移転登記を(株)九電工が登記している。同社が、認定日より76日前に「場所」を確保しており「合法」と表示した。九電グループ等として は数少ない「合法」の案件です。場所を確保した後で認定申請し、審査後、合格して認定日となるのが当然の順番ですから「合法」です。</p>												
120	2014/2/25	九電工新エネ ルギー (株)	952.0	長崎県五島市三井楽町浜 ノ畔字下長田1820-2	賃借権		2015/2/2	-342	取消対象	指定ルール 2016/12/31	36	
<p>土地謄本120番によると、2015(平成27)年2月2日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥32で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していない ので、取消対象です。これをより342日遡って¥36「旧ルール」となる認定日を与えている。 土地所有者 長崎県五島市三井楽町 個人</p>												

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
121	2013/2/13	(株) 九電工	924.0	佐賀県唐津市後川内字梅ノ坂2170-88 他	賃借権		2014/8/12	-545	取消対象	旧ルール 2014/6/18	40	32
<p>土地謄本121番によると、2014(平成26)年8月12日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥32で「旧ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これをより545日遡って¥40「旧ルール」となる認定日を与えている。 土地所有者 佐賀県唐津市後川内 個人</p>												
122	2013/10/29	(株) 鹿児島エターナルエナジー	903.0	鹿児島県志布志市有明町野井倉字松原8216他9筆	賃借権		2015/9/8	-679	取消対象	指定ルール 2015/8/17	36	29
<p>土地謄本122番によると、2015(平成27)年9月8日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥27で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これをより679日遡って¥36「旧ルール」となる認定日を与えている。 土地所有者 鹿児島県志布志市有明町 個人</p>												
123	2013/2/25	九電工新エネルギー(株)	901.2	鹿児島県出水郡長島町城川内焼頭1646-1	賃貸し		2013/7/1	-126	取消対象	旧ルール 2014/3/21	40	36
<p>土地謄本121番は、出水郡長島町0996-86-1111 財産管理係りによると、契約書で2013(平成25)年7月1日から20年間貸している。当時の売電単価は、¥36で「旧ルール」。認定申請時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これをより126日遡って¥40「旧ルール」となる認定日を与えている。 土地所有者 出水郡長島町</p>												
124	2014/3/31	(株) 九電工	875.0	佐賀県唐津市肥前町切木字嘉藤甲905-136他10筆	賃借権		2015/4/1	-366	取消対象	指定ルール	36	29
<p>土地謄本124番によると、2015(平成27)年7月13日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥29で「指定ルール」。認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これをより366日遡って¥36「旧ルール」となる認定日を与えている。 土地所有者 佐賀県唐津市肥前町 個人</p>												

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
125	2014/3/3	九電工新エネ ジー (株)	750.0	宮崎県小林市堤字水呑迫 2807-1(他6筆)	虚偽認定	やらせメール事件同様、全く根拠が無い「やらせ」の大容量のバブル認定です。			虚偽取消	貸借事実なし 2015/7/20	36	虚偽
<p>土地謄本125番によると、2020/1/27の電話取材の結果、所有者の(株)三共の女性事務員の説明によると、2日間で2回聞いても最初から誰にも「太陽光発電に貸していない。」という。有名な三共薬品とは無縁の会社であった。貸していないので「虚偽取消」 所有者 宮崎県小林市大字水流迫655番地1 (株)三共</p>												
126	2014/3/14	(株)九州エ ターナルエナ ジー	750.0	佐賀県嬉野市嬉野町大字 吉田字上西川内丁255- 188他13筆	地上権		2015/12/8	-634	取消対象	指定ルール 2016/1/21	36	27
<p>土地謄本126番によると、2015(平成27)年12月8日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥29で「指定ルール」。原因2014(平成26)年12月9日の単価は¥32。いずれにしても認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを設定登記日より634日遡って¥36「旧ルール」となる認定日を与えている。 土地所有者 佐賀県嬉野市嬉野町 個人</p>												
127	2014/3/25	九電みらいエナ ジー (株)	750.0	福岡県飯塚市鯉田2219-3	同族的	九電所有の土地を100%子会社の同族的 関係で発電者に貸したものと推認			合法	旧ルール 2015/3/1	36	
128	2015/3/31	(株)九州エ ターナルエナ ジー	750.0	佐賀県唐津市東山字楠谷 892-95	調査中	発電者と所有者(佐賀県東松浦郡) 個 人との関係は不明			不明			
129	2013/3/1	(株)九電工	692.8	佐賀県三養基郡みやき町 白壁4392-1	賃借権		2013/10/7	-220	取消対象	旧ルール 2013/11/30	40	36
<p>土地謄本129番によると、2013(平成25)年10月7日賃借権設定登記をしている。当該時点の単価は、¥36で「旧ルール」。原因2013(平成25)年5月1日の単価は¥36。いずれにしても認定日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを設定登記日より220日遡って¥40「旧ルール」となる認定日を与えている。 土地所有者 佐賀県鳥栖市蔵上 個人</p>												

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
130	2014/3/20	(株) 鹿児島エ ターナルエナ ジー	600.0	鹿児島県南さつま市加世 田津貫字外堀13048	賃借権		2016/8/25	-889	取消対象	指定ルール 2017/4/30	36	24
<p>土地謄本130番によると、2016(平成28)年8月25日条件付賃借権設定仮登記をしている時点の単価は¥24。原因2016(平成28)年1月15日賃借権設定登記をして ¥27で「指定ルール」ある。しかし認定日時点では「場所」を確保していないので、いずれにしても取消対象です。これを仮登記受付日時点より889日遡って¥36で「旧 ルール」となる認定を与えている。 土地所有者 鹿児島県枕崎市日出町 (株)中崎砕石</p>												
131	2013/2/21	九電工新エネ ギー (株)	500.0	長崎県五島市岐宿町中嶽 字田淵1714-4	調査中	所有者は、大阪市東淀川区(株)五島鋳 山で、発電者との関係は不明			不明	2015/4/18	40	
132	2014/3/12	九電みらいエナ ジー (株)	500.0	長崎県松浦市今福町北免 字幸盛1642-2外	虚偽認定	やらせメール事件同様、全く根拠が無い 「やらせ」の大容量のバブル認定で す。			虚偽取消	貸借事実なし	36	虚偽
<p>土地謄本132番によると、土地所有者 松浦市 地域経済活性化課へ電話取材を求めた結果、確認後、2020/1/30電話回答で当該土地は、東部工業団地の中にあり、既 に他の業者に譲渡する話が完了している。「発電者から何の話も無く、貸したことも売ったこともない。」という返事が有った。 所有者 松浦市</p>												
133	2014/3/14	(株) 九電工	500.0	佐賀県多久市東多久町別 府2892	賃貸し		2013/12/16	88	合法	旧ルール 2015/7/20	36	36
<p>土地謄本133番によると、所有者の多久市管財課2952-75-8020 担当者は、2013(平成25)年12月16日から賃貸借契約を締結している。と説明を受けた。当該時点 の単価は、 ¥36で「旧ルール」。賃貸借契約締結後、認定申請して、認定日は2014/3/14となっているので、遡っておらず、正当な方法ですから合法です。 土地所有者 佐賀県多久市</p>												
134	2013/2/25	(株) 九電工	483.8	佐賀県伊万里市波多津町 筒井上井戸平1026-4	賃貸し		2013/4/1	-35	取消対象	旧ルール 2013/11/30	40	36
<p>土地謄本134番によると、所有者の伊万里市管財課0955-23-2111 担当者は、2013(平成25)年4月1日から20年間賃貸借契約を締結している。と説明した。当該時点 の単価は、 ¥36で「旧ルール」。しかし認定申請日時点では「場所」を確保していないので、取消対象です。これを設定登記日より35日遡って¥40「旧ルール」となる認 定日を与えている 。土地所有者 佐賀県伊万里市</p>												

個人情報守秘義務厳守

謄本 番号	(A) 認定日	発電事業者名	契約出力 (kW)	発電設備の所在地	所有権・ 地上権・ 賃借権	(B) 林地・農地開 発許可申請日	(C) 所有権又は 地上権・賃借権	(D) 場所確保 後の日数	(E) 取消対象 又は合法	(F) 指定ルール又 は旧ルール	(A)の 売電 単価	(C)の 売電 単価
----------	------------	--------	--------------	----------	---------------------	-------------------------	-------------------------	---------------------	---------------------	------------------------	------------------	------------------

一部の力があるものは先着優先の競争にどんなに負けても接続が可能で、まともに勝った者には、法律以外の莫大な「上位系統負担金」の負担を提示して脅すだけで、正当な電源線省令第1条第2項の工事費負担金を負担することでは、接続をさせない不公平が行われています。力があるものが、今後もどんどん後から参入して遡った初期の高い買取価格になるような認定日が与えられるので、「このままでは、国民負担がますます増大し、将来の負担規模の予測ができないのが現状である。」と日本商工会議所は、懸念しています。「何とかせんといかん！」国民全体の問題です。先着競争に著しく遅れた1番目の宇久島480メガ(48万Kw)の莫大な国民負担を一部の者が利する社会は間違っています。宇久島480メガは、特定上限817万Kwに空きがあった場合に限り、¥18・¥14で、国民負担が無い「指定ルール」で稼働するべきです。文責者は宇久島の太陽光発電を妨害する気は無く、2015/3/27を認定日とするなら、明らかに当時、「場所」を確保した証拠は無く、当時の認定手続・認定基準に適應しておらず「取消対象」です。他にも上述の一覧表の通り大半が、認定申請時点で「場所」を確保していない「取消対象」ばかり多数です。文責者 久留米市櫛原町121番地4 組坂善昭

	2015/3/27	MJSソーラー(株)	27000.0	兵庫県丹波市市島町下竹田字割谷2113-7他(別紙の通り)	地上権	不明	2018/4/14	-1114	取消対象		32	18
--	-----------	------------	---------	-------------------------------	-----	----	-----------	-------	------	--	----	----

135

土地謄本135番によると、九州管内ではないが、元国会議員の亀井静香先生の経営する太陽光発電設備です。2018(平成30)年4月14日地上権設定登記がなされている。当該時点の売電単価は¥18です。これを経済産業省が、**甲231号**上段の2015(平成27)年3月27日とした。1114日遡った認定日を付与したので¥32で売電ができるように最良しています。¥18を¥32で売電ができるように最良した認定日で、**甲232号**「亀井静香、脱原発へ起業」(ネットで見れます)、亀井先生は、次の様に話している。「**始めるまでが大変だが、始められれば再生可能エネルギーは、『超』の字が付く優良企業になる。だから銀行も金を貸す。楽ちん楽ちんさ**」と。¥18が、初期案件の買取費用の¥32となったことで間違いなく、私達(全国民)が負担する当該分の「再エネ賦課金」は増大し20年間も国民は、亀井先生の「楽ちん楽ちんさ」の犠牲になる被害者です。認定日時点では、発電できる「場所」が決定していないので、亀井先生の135番MJSソーラー株式会社の27000kwの巨大な太陽光発電所は、認定基準に達していないので、報告徴収され聴聞会で「猶予期間は設けません」として**即取消**とされた種類の太陽光認定発電設備です。